

扶桑町インターネット公有財産売却（以下「公有財産売却」という）をご利用いただくには、以下の「誓約書」および「扶桑町インターネット公有財産売却ガイドライン（以下「本ガイドライン」という）をよくお読みいただき、同意していただくことが必要です。また、公有財産売却の手続きなどに関して、本ガイドラインと KSI 官公庁オークションに関連する規約・ガイドラインなどとの間に差異がある場合は、本ガイドラインが優先して適用されます。

誓約書

以下を誓約いたします。

今般、扶桑町の公有財産売却に参加するに当たっては、以下の事項に相違ない旨確約のうえ、本誓約書および本ガイドライン、および貴町における入札、契約などにかかわる諸規定を厳守し、公正な入札をいたします。もし、これらに違反するようなことが生じた場合には、直ちに貴町の指示に従い、貴町に損害が発生したときは補償その他一切の責任を取ることはもちろん、貴町に対し一切異議、苦情などは申しません。また、入札参加資格の確認のため、申込者（法人の場合は役員等を含む）について、扶桑町が警察当局に照会することに同意します。

- 1 私は、地方自治法施行令（昭22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する一般競争入札に参加することができない者または同条第2項各号に該当すると認められる者のいずれにも該当しません。
- 2 私は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団または同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という）に該当しません。また、法人については、役員など（法人の役員またはその支店もしくは営業所などを代表するものをいう）が暴力団員に該当しません。
- 3 私は、無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に基づく処分対象となっている団体またはその構成員に該当しません。
- 4 私は、次に掲げる不当な行為は行いません。
 - (1) 正当な理由がなく、当該入札に参加しないこと。
 - (2) 入札において、その公正な執行を妨げ、または公正な価格の成立を害し、もしくは不正な利益を得るために連合すること。
 - (3) 落札者が契約を締結することまたは契約者が契約を履行することを妨げること。
 - (4) 契約を履行しないこと。

- (5) 契約に違反し、契約の相手方として不相当と貴町に認められること。
- (6) 入札に関し贈賄などの刑事事件を起こすこと。
- (7) 社会的信用を失墜する行為をなし、契約の相手方として不相当と認められること。
- (8) 天災その他の不可抗力の事由がなく、履行遅延をすること。

5 私は、貴町の公有財産売却にかかわる「本ガイドライン」、「入札公告」、「売買契約書」の各条項を熟覧し、および貴町の現地説明などを傾聴し、これらについてすべて承知のうえ参加しますので、後日これらの事柄について貴町に対し一切異議、苦情などは申しません。

扶桑町インターネット公有財産売却ガイドライン

第1 公有財産売却の参加条件など

1 公有財産売却の参加条件

(以下のいずれかに該当する方は、公有財産売却へ参加することができません)

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項または第2項各号に該当すると認められる者
- (2) 個人にあつては、暴力団員に該当する者。また、法人にあつては、役員など（法人の役員またはその支店もしくは営業所などを代表するものをいう）が暴力団員に該当する者
- (3) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律第5条第1項の規定による観察処分を受けた団体および当該団体の役員もしくは構成員となっている者
- (4) 日本語を完全に理解できない者
- (5) 扶桑町が定める本ガイドラインおよびKSI官公庁オークションに関連する規約・ガイドラインの内容を承諾せず、順守できない者
- (6) 公有財産の買受について一定の資格、その他の条件を必要とする場合でこれらの資格などを有していない者
- (7) 当該公有財産に関する事務に従事する扶桑町の所属課職員
- (8) 20歳未満の者
- (9) 日本国内に住所、連絡先がいずれもない者
- (10) 国税、県税および町税、それぞれの税金において納税義務がある者で、税金を滞納している者

2 公有財産売却の参加に当たっての注意事項

- (1) 公有財産売却は、地方自治法などの規定に基づいて扶桑町が執行する一般競争入札およびせり売り（以下、「入札」という）の手続きの一部です。
- (2) 納付期限までに売払代金の残金を正当な理由なく納付しない落札者は、地方自治法施行令第167条の4第2項第5号に該当すると見なされ、一定期間扶桑町の実施する入札などに参加できなくなることがあります。
- (3) 公有財産売却に参加される方は、入札保証金を納付してください。なお、納付方法は、「クレジットカードによる納付」のみとなっています。
- (4) 公有財産売却に参加される方は、あらかじめインターネット公有財産売却システム（以下、「売却システム」という）上の公有財産売却の物件詳細画面や扶桑町において閲覧に供されている入札の公告などを確認し、関係公簿などの閲覧などにより十分に調査を行ったうえで公有財産売却に参加してください。また、入札を行う物件については現状での引き渡しのため、入札前に扶桑町が実施する下見会において、購入希望の財産を確認してください。

(5) 売却システムは、紀尾井町戦略研究所株式会社の提供する売却システムを採用しています。公有財産売却の参加者は、売却システムの画面上で公有財産売却の参加申し込みなど以下の一連の手続きを行ってください。

ア 参加仮申し込み

売却システムの売却物件詳細画面より公有財産売却の参加仮申し込みを行ってください。

イ 参加申し込み（本申し込み）

売却システムの公有財産売却の物件詳細画面より仮申し込みを行った後、扶桑町のホームページより「公有財産売却一般競争入札参加申込書」（以下、「申込書」という）を印刷し、必要事項を記入・なつ印後、入札日前90日以内に交付された居住地の市町村長が発行した住民票（参加者が日本国籍を有しない方は在留カード、特別永住者証明書または外国人登録証明書、法人の場合は、履歴事項全部証明書または登記簿謄本）および印鑑登録証明書を添付して扶桑町に送付してください（郵送の場合も、申込締切日に必着）。ただし、添付する書類は写し可とする。

個人の方で予定価格が30万円以下の物件に参加される場合は、添付いただく書類のうち住民票および印鑑登録証明書を、公的機関発行の証（運転免許証、保険証など）の写しをもって代えることができます。

複数の物件について申し込みをされる場合、公有財産売却の物件ごとに申込書が必要になりますが、添付書類は1通のみ提出してください。

(6) 公有財産売却においては、特定の物件の売却が中止になること、もしくは公有財産売却の全体が中止になることがあります。

3 公有財産売却の財産の権利移転などについての注意事項

(1) 落札後、契約を締結した時点で、落札者に公有財産売却の財産にかかる危険負担が移転します。したがって、契約締結後に発生した財産の破損、焼失など扶桑町の責に帰すことのできない損害の負担は、落札者が負うこととなり、売払代金の減額および返還を請求することはできません。

(2) 落札者が売払代金の残金を納付し、扶桑町が納付の確認をした時点で、所有権は落札者に移転します（契約を締結していることを条件とします）。

4 個人情報の取り扱いについて

(1) 公有財産売却に参加される方は、以下のすべてに同意するものとします。

ア 公有財産売却の参加申し込みを行う際に、住民登録などのされている住所、氏名など（参加者が法人の場合は、履歴事項全部証明書または登記簿謄本に登記されている所在地、名称、代表者氏名）を公有財産売却の参加者情報として登録すること。

イ 扶桑町から公有財産売却の参加者に対し、ログイン ID で認証されているメールアドレス

レスに、公有財産売却の財産に関するお知らせなどを電子メールにて送信することがあります。

ウ 落札者に決定された公有財産売却の参加者のログイン ID に紐づく会員識別番号を売却システム上において一定期間公開されること。

エ 扶桑町は収集した個人情報を地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項に定める参加条件の確認または同条第 2 項に定める一般競争入札の参加者の資格審査のための措置などを行うことを目的として利用します（地方自治法施行令第 167 条の 14 で準用する「せり売り」の場合も含まれます）。

(2) 公有財産売却の参加者情報の登録内容が住民登録や履歴事項全部証明書または登記簿謄本の内容などと異なる場合は、落札者となっても所有権移転などの権利移転登記を行うことができません。

第 2 公有財産売却の参加申し込みおよび入札保証金の納付について

入札するには、公有財産売却の参加申し込みと入札保証金の納付が必要です。公有財産売却の参加申し込みと入札保証金の納付が確認できたログイン ID でのみ入札できます。

1 公有財産売却の参加申し込みについて

売却システムの画面上で、住民登録のされている住所、氏名など（参加者が法人の場合は履歴事項全部証明書または登記簿謄本に登記されている所在地、名称、代表者氏名）を公有財産売却の参加者情報として仮申し込みをしてください。

仮申し込みを行った後、扶桑町のホームページより申込書を印刷し、必要事項を記入・なつ印後、入札日前 90 日以内に交付された居住地の市町村長が発行した住民票（参加者が日本国籍を有しない方は在留カード、特別永住者証明書または外国人登録証明書、法人の場合は、履歴事項全部証明書または登記簿謄本）および印鑑登録証明書を添付のうえ、扶桑町に送付してください（郵送の場合も申込締切日必着）。ただし、個人の方で予定価格が 30 万円以下の物件に参加される場合は、添付いただく書類のうち住民票および印鑑登録証明書を、公的機関発行の証（運転免許証、保険証など）の写しをもって代えることができます。

法人で公有財産売却の参加申し込みをする場合は、法人代表者名でログイン ID を取得する必要があります。

2 入札保証金の納付について

(1) 入札保証金とは

地方自治法施行令第 167 条の 7 で定められている、入札する前に納付しなければならない金員です。入札保証金は、扶桑町が売却区分（公有財産売却の財産の出品区分）ごとに予

定価格（最低落札価格）の100分の10以上の金額を定めます。

(2) 入札保証金の納付方法

入札保証金の納付は、売却区分ごとに必要です。入札保証金は、クレジットカードによる納付のみです。

VISA、マスターカード、JCB、ダイナースカード、アメリカンエクスプレスカードの各クレジットカードを利用できます（各クレジットカードでもごく一部利用できないクレジットカードがあります）。

個人で公有財産売却に参加する場合、本人名義のクレジットカードをご使用ください。

法人で公有財産売却に参加する場合、当該法人の代表者名義のクレジットカードをご使用ください。

なお、参加申込者は以下の項目に同意してから、入札保証金を所定手続きに従って納付してください。

ア 紀尾井町戦略研究所株式会社に対し、クレジットカードによる入札保証金納付および返還事務に関する代理権を付与し、クレジットカードによる請求処理をSBペイメントサービス株式会社に委託することを承諾し、公有財産売却が終了し、入札保証金の返還が終了するまでこの承諾を取り消せないこと。

イ 紀尾井町戦略研究所株式会社が入札保証金取り扱い事務に必要な範囲で、公有財産売却の参加申込者の個人情報をSBペイメントサービス株式会社に開示すること。

ウ 入札保証金に利息は付さないこと。

エ 原則として、入札開始2開庁日前までに扶桑町が入札保証金の納付を確認できない場合、入札することができないこと。

(3) 入札保証金の没収

公有財産売却の参加申込者が納付した入札保証金は、落札者が契約締結期限までに扶桑町の定める契約を締結しない場合は没収し、返還しません。

(4) 入札保証金の契約保証金への充当

公有財産売却の参加申込者が納付した入札保証金は、落札者が契約を締結した場合、申込書に基づき、地方自治法施行令第167条の16に定める契約保証金に全額充当します。

第3 入札形式で行う公有財産売却の手続き

本章における入札とは、売却システム上で入札価格を登録することをいいます。この登録は、一度しか行うことができません。

1 公有財産売却への入札

(1) 入札

入札保証金の納付が完了したログイン ID でのみ、入札が可能です。入札は一度のみ可能です。一度行った入札は、入札者の都合による取り消しや変更はできませんので、ご注意ください。

(2) 入札参加資格のない者がした入札の取扱い

扶桑町は、地方自治法施行令第167条の4第1項などに規定する一般競争入札に参加できない要件に該当する者が行った入札については、無効とします。

2 落札者の決定

(1) 落札者の決定

入札期間終了後、扶桑町は開札を行い、売却区分（公有財産売却の財産の出品区分）ごとに、売却システム上の入札において、入札価格が予定価格（最低落札価格）以上でかつ最高価格である入札者を落札者として決定します。ただし、最高価格での入札者が複数存在する場合は、くじ（自動抽選）で落札者を決定します。

なお、落札者の決定に当たっては、落札者のログイン ID に紐づく会員識別番号を落札者の氏名（名称）とみなします。

ア 落札者の告知

落札者のログイン ID に紐づく会員識別番号と落札価格については、売却システム上に一定期間公開します。

イ 扶桑町から落札者への連絡

落札者には、扶桑町から入札終了後、あらかじめログイン ID で認証されたメールアドレスに、落札者として決定された旨の電子メールを送信します。

扶桑町が落札者に送信した電子メールが、落札者によるメールアドレスの変更やプロバイダの不調などの理由により到着しないために、扶桑町が落札者による売払代金の残金の納付を売払代金の残金納付期限までに確認できない場合、その原因が落札者の責に帰すべきものであるか否かを問わず、契約保証金を没収し、返還しません。

当該電子メールに表示されている整理番号は、扶桑町に連絡する際や扶桑町に書類を提出する際などに必要となります。

(2) 落札者決定の取り消し

入札金額の入力間違いなど、落札者の責めに帰すべき理由の場合は、落札者の決定が取り消されることがあります。この場合、売却物件の所有権は落札者に移転しません。また、契約を締結しなかった場合は、納付された入札保証金は返還しません。

3 売却の決定

(1) 落札者に対する売却の決定

扶桑町は、落札後、落札者に対し電子メールなどにより契約締結に関する案内を行い、落札者と契約を交わします。

契約の際には扶桑町より契約書を送付しますので、落札者は必要事項を記入、実印にてなつ印のうえ、次の必要書類などを添付して扶桑町が設定する契約締結期限までに扶桑町に直接持参または郵送してください。

ア 必要な書類

(ア) 落札者へ送信したメールのプリントアウト

(イ) 身分証明書の写し（運転免許証、パスポートなど、住所および氏名が明記され本人の写真が添付されているもの）

イ 売却の決定金額

落札者が入札した金額（落札金額）を売却の決定金額とします（決定した売却金額の中には消費税相当額を含みます。また、売却物件が自動車の場合は、別途リサイクル料金が必要です）。

ウ 落札者が契約を締結しなかった場合

落札者が契約締結期限までに契約を締結しなかった場合、落札者が納付した入札保証金は返還しません。

(2) 売却の決定の取り消し

落札者が契約締結期限までに契約しなかったとき、および落札者が公有財産売却の参加仮申し込みの時点で20歳未満の者など公有財産売却に参加できない者の場合に、売却の決定が取り消されます。

この場合、公有財産売却の財産の所有権は落札者に移転しません。また、納付された入札保証金は返還されません。

4 売払代金の残金の納付

(1) 売払代金の残金の金額

売払代金の残金は、落札金額から事前に納付した契約保証金（契約保証金に充当した入札保証金）を差し引いた金額となります。

(2) 売払代金の残金納付期限について

落札者は、売払代金の残金納付期限までに扶桑町が納付を確認できるよう売払代金の残金

を一括納付してください。売払代金の残金を納付期限までに納付した場合でも、契約締結期限までに契約しない場合は、「3 売却の決定(2)」のとおり売却の決定が取り消されます。

売払代金の残金の納付を扶桑町が確認した時点で、公有財産売却の財産の所有権が落札者に移転します（契約が締結されていることを条件とします）。売払代金の残金納付期限までに売払代金の残金全額の納付が確認できない場合、事前に納付された契約保証金（売買代金に充当された入札保証金）を没収し、返還しません。

(3) 売払代金の残金の納付方法

売払代金の残金は、扶桑町が用意する納付書により扶桑町が指定する金融機関で納付してください（その他の納付方法はありませんのでご注意ください）。なお、売払代金の残金の納付にかかる費用は、落札者の負担となります。また、売払代金の残金納付期限までに扶桑町が納付を確認できることが必要です。

5 入札保証金の返還

(1) 落札者以外への入札保証金の返還

落札者以外の納付した入札保証金は、入札終了後全額返還します。

なお、公有財産売却の参加申し込みを行ったものの入札を行わない場合にも、入札保証金の返還は入札終了後となります。

SB ペイメントサービス株式会社は、クレジットカードにより納付された入札保証金を返還する場合、クレジットカードからの入札保証金の引き落としを行いません。

ただし、公有財産売却の参加者などのクレジットカードの引き落とし時期などの関係上、いったん実際に入札保証金の引き落としを行い、翌月以降に返還を行う場合がありますので、ご了承ください。

第4 せり売形式で行う公有財産売却の手続き

せり売形式の売却システムは、紀尾井町戦略研究所株式会社の提供する自動入札システムおよび入札単位を使用しています。

本章における入札とは、売却システム上の「入札額」欄へ希望落札金額の上限を入力することおよび入力した上限以下の範囲で行われる自動入札をいいます。また、本章においては、「入札」はせり売形式の入札を、「入札者」はせり売りの参加申込者を、「入札期間」はせり売期間を指します。

1 公有財産売却への入札

(1) 入札

入札保証金の納付が完了したログイン ID でのみ、入札が可能です。入札は、入札期間中

であれば何回でも可能です。ただし、売却システム上の「現在価格」または一度「入札額」欄に入力した金額を下回る金額を「入札額」欄に入力することはできません。一度行った入札は、入札参加者などの都合による取り消しや変更はできませんので、ご注意ください。なお、入札期間の自動延長は行いません。

(2) 入札をなかったものとする取り扱い

扶桑町は、地方自治法施行令第167条の4第1項などに規定する一般競争入札に参加できない要件に該当する者が行った入札について、当該入札を取り消し、なかったものとして取り扱うことがあります。入札期間中にその時点における最高価格の入札をなかったものとした場合、当該入札に次ぐ価格の入札を最高価格の入札とし、せり売りを続行します。

2 落札者の決定

(1) 落札者の決定

入札期間終了後、扶桑町は開札を行い、売却区分（公有財産売却の財産の出品区分）ごとに、売却システム上の入札において、入札価格が予定価格（最低落札価格）以上でかつ最高価格である入札者を落札者として決定します。また、売却システム上では、2人以上が同額の入札価格（上限）を設定した場合、先に設定した人を落札者として決定します。

(2) せり売終了の告知など

扶桑町は落札者を決定したときは、落札者のログインIDに紐づく会員識別番号と落札価格を売却システム上に一定期間公開することによって告げ、せり売終了を告知します。

(3) 扶桑町から落札者への連絡

落札者には、扶桑町から入札終了後、あらかじめログインIDで認証されたメールアドレスに、落札者として決定された旨の電子メールを送信します。

扶桑町が落札者に送信した電子メールが、落札者によるメールアドレスの変更やプロバイダの不調などの理由により到着しないために、扶桑町が落札者による売払代金の残金の納付を売払代金の残金納付期限までに確認できない場合、その原因が落札者の責に帰すべきものであるか否かを問わず、契約保証金を没収し、返還しません。

当該電子メールに表示されている整理番号は、扶桑町に連絡する際や扶桑町に書類を提出する際などに必要となります。

(4) 落札者決定の取り消し

入札金額の入力間違いなど、落札者の責めに帰すべき理由の場合は、落札者の決定が取り消されることがあります。この場合、売却物件の所有権は落札者に移転しません。また、契約を締結しなかった場合は、納付された入札保証金は返還しません。

3 売却の決定

(1) 落札者に対する売却の決定

扶桑町は、落札後、落札者に対し電子メールなどにより契約締結に関する案内を行い、落

札者と契約を交わします。

契約の際には扶桑町より契約書を送付しますので、落札者は必要事項を記入、実印にてなつ印のうえ、次の必要書類などを添付して扶桑町が設定する契約締結期限までに扶桑町に直接持参または郵送してください。

ア 必要な書類

(ア) 落札者へ送信したメールのプリントアウト

(イ) 身分証明書の写し（運転免許証、パスポートなど、住所および氏名が明記され本人の写真が添付されているもの）

イ 売却の決定金額

落札者が入札した金額（落札金額）を売却の決定金額とします（決定した売却金額の中には消費税相当額を含みます。また、売却物件が自動車の場合は、別途リサイクル料金が必要です）。

ウ 落札者が契約を締結しなかった場合

落札者が契約締結期限までに契約を締結しなかった場合、落札者が納付した入札保証金は返還しません。

(2) 売却の決定の取り消し

落札者が契約締結期限までに契約しなかったとき、および落札者が公有財産売却の参加仮申し込みの時点で20歳未満の者など公有財産売却に参加できない者の場合に、売却の決定が取り消されます。

この場合、公有財産売却の財産の所有権は落札者に移転しません。また、納付された入札保証金は返還されません。

4 売払代金の残金の納付

(1) 売払代金の残金の金額

売払代金の残金は、落札金額から事前に納付した契約保証金（契約保証金に充当した入札保証金）を差し引いた金額となります。

(2) 売払代金の残金納付期限について

落札者は、売払代金の残金納付期限までに扶桑町が納付を確認できるよう売払代金の残金を一括納付してください。売払代金の残金を納付期限までに納付した場合でも、契約締結期限までに契約しない場合は、「3 売却の決定(2)」のとおり売却の決定が取り消されます。

売払代金の残金の納付を扶桑町が確認した時点で、公有財産売却の財産の所有権が落札者に移転します（契約が締結されていることを条件とします）。売払代金の残金納付期限までに売払代金の残金全額の納付が確認できない場合、事前に納付された契約保証金（売買代金に充当された入札保証金）を没収し、返還しません。

(3) 売払代金の残金の納付方法

売払代金の残金は、扶桑町が用意する納付書により扶桑町が指定する金融機関で納付して

ください（その他の納付方法はありませのでご注意ください）。なお、売払代金の残金の納付にかかる費用は、落札者の負担となります。また、売払代金の残金納付期限までに扶桑町が納付を確認できることが必要です。

5 入札保証金の返還

(1) 落札者以外への入札保証金の返還

落札者以外の納付した入札保証金は、入札終了後全額返還します。

なお、公有財産売却の参加申し込みを行ったものの入札を行わない場合にも、入札保証金の返還は入札終了後となります。

SB ペイメントサービス株式会社は、クレジットカードにより納付された入札保証金を返還する場合、クレジットカードからの入札保証金の引き落としを行いません。

ただし、公有財産売却の参加者などのクレジットカードの引き落とし時期などの関係上、いったん実際に入札保証金の引き落としを行い、翌月以降に返還を行う場合がありますので、ご了承ください。

第5 公有財産売却の財産の権利移転および引き渡しについて

扶桑町は、入札の確定処理後、落札者と契約を交わします。

契約の際には扶桑町より契約書を送付しますので、落札者は必要事項を記入、実印にてなつ印のうえ、契約金額に応じた収入印紙を貼付し、必要書類を併せて扶桑町に直接持参または郵送してください。その後、売払代金の残金納付確認後、落札者が登録手続きを行ってください。（自動車の場合は、収入印紙は不要です。）

1 権利移転の時期

公有財産売却の財産は、売払代金の残金の納付を扶桑町が確認したときに権利移転します。

2 権利移転の手続きについて

(1) 売払代金の残金の納付をした後、扶桑町のホームページより「所有権移転登録請求書」を印刷し、必要事項を記入、実印にてなつ印のうえ、印鑑証明書などの必要書類を添えて提出してください。

(2) 扶桑町は、売払代金納付期限までに売払代金の残金の納付を確認できた場合、入札参加申し込み時に入力された内容および所有権移転登録請求書の提出をもって、車両の一時抹消登録の手続きを行います。引き渡しは、原則、扶桑町が指定する場所で直接引き渡しにて行います。

(3) 引き渡しを受けた際に、「受領書」の提出が必要となりますので、扶桑町のホームページより印刷し、必要事項を記入、実印にてなつ印のうえ、身分証明書（運転免許証、保険証

など)と売買契約書を持参してください。

- (4) 引き渡し後は、落札者自身で「使用の本拠の位置」を管轄する運輸支局または軽自動車検査協会に当該自動車を持ち込み、新規登録を行ってください。譲渡証明書に記載する譲受人の名義は、落札者本人となります。落札者本人以外の名義にはできません。
- (5) 新規登録の際に必要な書類や手続きについては、各運輸支局または軽自動車検査協会にご確認ください。
- (6) 新規登録後は、車検証の写しを扶桑町へ提出してください。
- (7) 代理人が売却物件の引き渡しを受ける場合は、事前に扶桑町に書面による委任状(落札者と代理人双方の印鑑登録証明書を添付)を提出している必要があります。扶桑町のホームページより「委任状」を印刷し、使用してください。

3 引き渡しおよび権利移転に伴う費用について

- (1) 引き渡しは、売払代金の残金納付時の現状有姿で行います。
- (2) 公有財産の引き渡しおよび登録などに伴う費用は、全て落札者の負担となります。
- (3) 権利移転に伴う費用(自動車検査登録印紙、自動車取得税、仮ナンバープレートの取得費用など)は落札者の負担となります。
- (4) 自動車取得税および自動車税は落札者が自ら申告、納税してください。
- (5) 引き渡しに際し、仮ナンバープレートの取得や搬送が必要な場合は、落札者において事前に準備してください。

4 注意事項

- (1) 落札後、契約を締結した時点で、公有財産売却の財産にかかる危険負担は落札者に移転します。したがって、契約締結後に発生した財産の破損、焼失など扶桑町の責めに帰すことのできない損害の負担は、落札者が負うこととなり、契約の解除または売払代金の減額および返還を請求することはできません。
- (2) 契約締結後に隠れた瑕疵を落札者が発見した場合においても、扶桑町は担保責任を負いません。
- (3) 一度引き渡された物件は、いかなる理由であっても返品、交換はできません。

第6 注意事項

1 売却システムに不具合などが生じた場合の対応

(1) 公有財産売却の参加申し込み期間中

売却システムに不具合などが生じたために、以下の状態となった場合は公有財産売却の手続きを中止することがあります。

- ア 公有財産売却の参加申し込み受付が開始されない場合
- イ 公有財産売却の参加申し込み受付ができない状態が相当期間継続した場合
- ウ 公有財産売却の参加申し込み受付が入札開始までに終了しない場合
- エ 公有財産売却の参加申し込み受付終了時間後になされた公有財産売却の参加申し込みを取り消すことができない場合

(2) 入札期間中

売却システムに不具合などが生じたために、以下の状態となった場合は公有財産売却の手続きを中止することがあります。

- ア 入札の受付が開始されない場合
- イ 入札できない状態が相当期間継続した場合
- ウ 入札の受付が入札期間終了時刻に終了しない場合

(3) 入札期間終了後

売却システムに不具合などが生じたために、以下の状態となった場合は公有財産売却の手続きを中止することがあります。

- ア 一般競争入札形式において入札期間終了後相当期間経過後も開札ができない場合
- イ くじ（自動抽選）が必要な場合でくじ（自動抽選）が適正に行えない場合
- ウ せり売形式において入札終了後相当期間経過後も落札者を決定できない場合

2 公有財産売却の中止

公有財産売却の参加申し込み開始後に公有財産売却を中止することがあります。公有財産売却の財産の公開中であっても、やむを得ない事情により、公有財産売却を中止することがあります。

(1) 特定の公有財産売却の特定の売却区分（売却財産の出品区分）の中止時の入札保証金の返還

特定の公有財産売却の物件の公有財産売却が中止となった場合、当該公有財産売却の物件について納付された入札保証金は中止後返還します。

(2) 公有財産売却の中止時の入札保証金の返還

公有財産売却の全体が中止となった場合、入札保証金は中止後返還します。

3 公有財産売却の参加を希望する者、公有財産売却の参加申込者および入札者など（以下「入

札者など」という)に損害などが発生した場合

- (1) 公有財産売却が中止になったことにより、入札者などに損害が発生した場合、扶桑町は損害の種類・程度にかかわらず責任を負いません。
- (2) 売却システムの不具合などにより、入札者などに損害が発生した場合、扶桑町は損害の種類・程度にかかわらず責任を負いません。
- (3) 入札者などの使用する機器および公有財産売却の参加者などの使用するネットワークなどの不備、不調その他の理由により、公有財産売却の参加申し込みまたは入札に参加できない事態が生じた場合においても、扶桑町は代替手段を提供せず、それに起因して生じた損害について責任を負いません。
- (4) 公有財産売却に参加したことにより、入札者などが使用する機器およびネットワークなどに不備、不調などが生じたことにより入札者などに損害が発生した場合、扶桑町は損害の種類・程度にかかわらず責任を負いません。
- (5) 公有財産売却の参加者などが入札保証金を自己名義(法人の場合は当該法人代表者名義)のクレジットカードで納付する場合で、クレジットカード決済システムの不備により、入札保証金の納付ができず公有財産売却の参加申し込みができないなどの事態が発生したとき、それに起因して入札者などに生じた損害について、扶桑町は損害の種類・程度にかかわらず責任を負いません。
- (6) 公有財産売却の参加者などの発信もしくは受信するデータが不正アクセスおよび改変などを受け、公有財産売却の参加続行が不可能となるなどの被害を受けた場合、その被害の種類・程度にかかわらず、扶桑町は責任を負いません。
- (7) 公有財産売却の参加者などが、自身のログイン ID およびパスワードなどを紛失もしくは、ログイン ID およびパスワードなどが第三者に漏えいするなどして被害を受けた場合、その被害の種類・程度にかかわらず扶桑町は責任を負いません。

4 公有財産売却の参加申し込み期間および入札期間

公有財産売却の参加申し込み期間および入札期間は、売却システム上の公有財産売却の物件詳細画面上に示された期間となります。ただし、システムメンテナンスなどの期間を除きます。

5 リンクの制限など

扶桑町が売却システム上に情報を掲載しているウェブページへのリンクについては、扶桑町物件一覧のページ以外のページへの直接のリンクはできません。

また、売却システム上において、扶桑町が公開している情報(文章、写真、図面など)について、扶桑町に無断で転載・転用することは一切できません。

6 落札結果の公表について

特定の物件については落札者の決定後、落札の内容(物件の内容、落札者氏名、落札金額)

を公表する場合があります。

7 扶桑町議会の議決に付すべき契約について

- (1) 予定価格700万円以上の財産の売払に該当する物件は、地方自治法第96条第1項第8号の規定および扶桑町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例（昭和44年12月15日条例第7号）の規定により、扶桑町議会の議決に付さなければならない。
- (2) 上記(1)の物件を落札した落札者は、扶桑町の指定する期日までに売買契約を仮契約で締結のうえ、扶桑町議会の議決を受けなければならない。
- (3) 上記(2)の契約は、扶桑町議会の議決を受けた後、当該契約の効力が発生するものとする。
- (4) 上記(2)の契約が、扶桑町議会の議決を得られなかった場合、当該契約は無効となり、落札者はそれに伴う損害について、扶桑町に対して賠償などの請求およびその他一切の異議申し立てを行わないものとする。

8 システム利用における禁止事項

売却システムの利用にあたり、次に掲げる行為を禁止します。

- (1) 売却システムをインターネット公有財産売却の手続き以外の目的で不正に利用すること。
- (2) 売却システムに不正にアクセスをすること。
- (3) 売却システムの管理および運営を故意に妨害すること。
- (4) 売却システムにウイルスに感染したファイルを故意に送信すること。
- (5) 法令もしくは公序良俗に違反する行為またはそのおそれのある行為をすること。
- (6) その他売却システムの運用に支障を及ぼす行為またはそのおそれのある行為をすること。

9 準拠法

このガイドラインには、日本法が適用されるものとします。

10 インターネット公有財産売却において使用する通貨、言語、時刻など

- (1) インターネット公有財産売却の手続きにおいて使用する通貨
インターネット公有財産売却の手続きにおいて使用する通貨は、日本国通貨に限り、入札価格などの金額は、日本国通貨により表記しなければならないものとします。
- (2) インターネット公有財産売却の手続きにおいて使用する言語
インターネット公有財産売却の手続きにおいて使用する言語は、日本語に限り、売却システムにおいて使用する文字は、JIS 第1第2水準漢字（JIS（工業標準化法（昭和24年法律第185号）第17条第1項の日本工業規格）X0208をいいます）であるため、不動産登記簿上の表示などと異なることがあります。

(3) インターネット公有財産売却の手続きにおいて使用する時刻

インターネット公有財産売却の手続きにおいて使用する時刻は、日本国の標準時によります。

11 公有財産売却参加申し込み期間および入札期間

公有財産売却参加申し込み期間および入札期間は、売却システム上の売却物件詳細画面上に示された期間となります。ただし、システムメンテナンスなどの期間を除きます。

12 扶桑町インターネット公有財産売却ガイドラインの改正

扶桑町は、必要があると認めるときは、このガイドラインを改正することができるものとします。

なお、改正を行った場合には、扶桑町は売却システム上に掲載することにより公表します。改正後のガイドラインは、公表した日以降に売却参加申し込みの受付を開始するインターネット公有財産売却から適用します。

13 その他

官公庁オークションサイトに掲載されている情報で、扶桑町が掲載したものでない情報については、扶桑町インターネット公有財産売却に関係する情報ではありません。

■インターネット公有財産売却における個人情報について

扶桑町が紀尾井町戦略研究所株式会社の提供する官公庁オークションシステムを利用して行うインターネット公有財産売却における個人情報の収集主体は扶桑町になります。

■クレジットカードで入札保証金を納付する場合

クレジットカードにより入札保証金を納付する参加者およびその代理人（以下、「参加者など」という）は、紀尾井町戦略研究所株式会社に対し、クレジットカードによる入札保証金納付および返還事務に関する代理権を付与し、クレジットカードによる請求処理をSBペイメントサービス株式会社に委託することを承諾します。参加者などは、公有財産売却手続きが終了し、入札保証金の返還が終了するまでこの承諾を取り消せないことに同意するものとします。

また、参加者などは、紀尾井町戦略研究所株式会社が入札保証金取り扱い事務に必要な範囲で、参加者などの個人情報をSBペイメントサービス株式会社に開示することに同意するものとします。